

第 12 号 H30(2018) 8.30	<b>不法投棄監視協力員たより</b>	発行：山梨県森林環境部 環境整備課
TEL 055-223-1517	FAX 055-223-1507	メール kankyo-sb@pref.yamanashi.lg.jp

## ◆はじめに

不法投棄監視協力員は、平成30年7月23日現在で **898 名**の方々に登録をいただいております。今後とも、皆様方には、不法投棄の未然防止、早期発見のため、通報等に御協力くださいますようお願いいたします。

なお、県外への転居、健康上等の理由により、登録の辞退を希望される場合は、環境整備課又は各林務環境事務所にその旨を申し出てください。

## ◆山梨県の不法投棄の状況



- このグラフは、各林務環境事務所にて把握・確認した不法投棄量及び箇所数等を集計したものです。
- 市町村で独自に発見、撤去した小規模な不法投棄は含まれていません。

平成29年度中に山梨県内で新規に確認された不法投棄物の投棄量は 637 t（対前年度比 253.9%増）であり、新規確認の不法投棄箇所数は 945 箇所（対前年度比 7.5%減）となっています。

投棄量が前年を大幅に上回っていますが、これは、富士・東部林務環境事務所管内で確認された大規模案件（1 件、510 t 既に撤去済）があったことによります。

投棄箇所は前年度に比べ若干減少していますが、平成26年度以前に比べ、小規模なものが多く発見されたことにより、増加傾向にあります。

その内訳は、可燃ごみやテレビなどの一般廃棄物が 880 箇所、建設廃材などの産業廃棄物が 65 箇所と大半を家庭から出された一般廃棄物が占めております。

## ◆不法投棄監視協力員からの通報件数の推移

これまでに **167 件**の通報をいただきました。引き続き御協力をお願いします。

区分	17 年度	18 年度	19 年度	20 年度	21 年度	22 年度	23 年度	24 年度	25 年度	26 年度
通報件数	12	27	21	21	19	17	12	7	7	4
区分	27 年度	28 年度	29 年度	合計						
通報件数	6	8	6	167						

## ◆携帯用の不法投棄等発見通報マニュアルを改正しました！



不法投棄に限らず、崩落しそうなほど高く廃棄物が積まれているなどといった不適正処理を見つけた際にも通報していただけるようマニュアルを改正しました。

手帳や財布等に入れることができるサイズですので、ぜひ御活用ください。

### 【廃棄物の不法投棄などを発見した際の留意点】

- ・廃棄物には手をつけず、その場から動かさないでください。
- ・廃棄物を投棄等した関係者に直接接触したり、連絡することは、危険が伴うおそれがありますので、そのような行動は避けてください。

## ◆不法投棄事例の紹介

通報で判明した不法投棄の事例を御紹介します。

### 【事例】

確認時期：平成29年5月  
内 容：不法投棄  
投 棄 物：廃タイヤ

中央自動車道の側道脇に廃タイヤが不法投棄されている旨の通報があり、現場を確認したところ、スクーター用の廃タイヤが投棄されており、残置することで更なる廃棄物の投棄が行われる等のおそれがあることから、職員が収去し、地元市町村で処分することとしました。



## ◆不法投棄等による刑罰について

不法投棄や不法焼却は、5年以下の懲役若しくは1,000万円以下の罰金に処せられ、又はこれを併科されます（廃棄物処理法第25条第1項第14号及び第15号）。実際の不法投棄等の事件では、刑事手続きの中で様々な事情が考慮され、判決等で刑罰の内容が決まります。

山梨県内の不法投棄事件等における最近の確定した刑罰を御紹介します。

No	事件内容 ( )内は逮捕又は起訴された年	刑罰
1	公共工事で発生した産業廃棄物(約92t)が南部町の残土処理場に不法投棄された事件(平成29年)	・法人(罰金400万円) ・会社役員(2名) ①懲役2年(執行猶予3年、罰金70万円) ②懲役1年6月(執行猶予3年)
2	大月市、上野原市内の空き地や山林に住宅の解体で発生した産業廃棄物(約5.5t)が不法投棄された事件(平成30年)	懲役1年2ヶ月(実刑)